



病児保育利用料が助成されます！

病児保育（病後児保育、体調不良児対応型を含む。）利用者の経済的負担軽減のため、令和5年10月1日利用分から、1回の利用につき2,000円を上限として宮崎市が利用料を助成します。

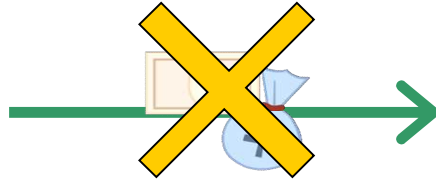
助成にあたり、市に対する手続きは不要です（市外施設利用の場合を除く。）。

〈助成のイメージ〉

①利用料が2,000円以内の場合



病児保育利用者



利用料の支払はありません。



病児保育施設

②利用料が2,000円を超える場合



病児保育利用者



利用料と助成上限額2,000円との差額をお支払いください。



病児保育施設

⚠ 注意事項

- ・助成を受けるためには、**利用日において宮崎市に住民票があることが必要**です。
- ・給食代やおやつ代など、各施設で定める病児保育利用料とは別に保護者が実費負担することとされている費用は、助成の対象外です。
- ・症状に変化があった場合には、医師に診察を求める場合があります。その場合、かかった費用はご負担いただくこととなります。
- ・市外施設利用の場合は助成の手続きが異なりますので、利用前に保育幼稚園課へお問い合わせください。

・上記助成とは別に、令和元年10月1日以降は幼児教育・保育無償化により病児保育利用料が無償化の対象となっています。

「幼児教育・保育無償化」について、詳しくはコチラ→



病児保育について

🎯 利用できる児童

病気により集団保育が難しい(保育所等で預かってもらえない等)0歳から小学6年生の児童で、保護者の勤務の都合、疾病、事故、冠婚葬祭などの理由によって、家庭で保育ができない児童が対象です。

🎯 利用できる症状

- かぜ、消化不良症などの乳幼児が日常にかかる疾病
- インフルエンザ、はしか、水痘、風疹などの伝染性疾患
- 喘息などの慢性疾患 ●骨折などの外傷性疾患 など

🎯 利用日数

連続して7日間以内

※疾病の種類や程度によってはお預かりできない場合もありますので、各施設にご相談ください。

利用方法について

事前登録

利用したい施設に、事前に登録しておく必要があります。(年度ごと)

※各施設で手続きをしてください。

＜手続きに必要なもの＞

①利用する児童の健康保険証

②生活保護世帯・市民税非課税世帯のいずれかに該当する世帯については、以下の証明書が必要となります。(児童を除く世帯全員分)

- ・生活保護世帯…保護受給証明書
- ・市民税非課税世帯…市民税非課税証明書

(4～5月利用は前年度、6月からは利用年度の証明)

利用申請

実際に利用する場合に、各施設で利用申請の手続きをしてください。

●医療機関からの現症連絡票が必要です。

●事前に登録していただくのが原則ですが、緊急の場合は、登録と申請が同時にできます。

●用紙については、各施設にあります。宮崎市のホームページからもダウンロードできます。

利用時に用意するもの

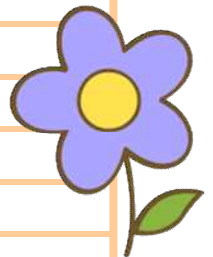
※詳しくは各施設へお尋ねください。

**乳児
(0歳児)**



哺乳ビン・ミルク		
バスタオル		
着替え	脱ぎ着しやすいもの	2、3枚
	下着	
	よだれかけ	1日分
	紙おむつ	
	おしりふき	1枚
	汚れもの入れ	
タオル		2、3枚
ビニール袋		
お薬手帳・その日飲ませる薬		
あれば、好きな本・おもちゃ		

**幼児
(1歳児以上)**



着替え	脱ぎ着しやすいもの	2、3枚
	下着	
タオル		1、2枚
ビニール袋		2、3枚
歯ブラシ		
お薬手帳・その日飲ませる薬		
あれば、好きな本・おもちゃ		



問合せ先：宮崎市保育幼稚園課 ☎0985-21-1774

詳しくはコチラ→

